

店舗販売業の業務体制の概要

店舗の名称 _____

1 通常の開店時間等

※ 開店時間とは、営業時間のうち特定販売のみを行う時間を除いた時間をいい、実店舗が開店している時間を指すこと。

週当たりの開店時間等	
店舗の開店時間	1) 時間
・要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する開店時間	2) 時間
・要指導医薬品又は第一類医薬品を販売する開店時間	3) 時間
・要指導医薬品を販売する開店時間	4) 時間
・第一類医薬品を販売する開店時間	5) 時間
情報提供するための設備 (要指導医薬品及び第一類医薬品の情報提供等するための設備)	6) カ所

2 通常のを指導医薬品又は一般用医薬品の販売等に従事する薬剤師及び登録販売者の勤務状況

※ 勤務時間数は、週当たりの各専門家の勤務時間数の総和とし、特定販売のみに従事する勤務時間数は含まないこと。

店舗管理者・その他の薬剤師又は登録販売者	別紙様式 2-1-3 のとおり	
要指導医薬品又は一般用医薬品の販売等に従事する勤務時間数（週当たり）		要指導医薬品又は第一類医薬品の販売等に従事する勤務時間数（週当たり）
薬剤師	時間	時間
登録販売者	時間	時間
総和	7) 時間	8) 時間

3 体制省令への適合状況

※ 体制省令：店舗並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令

要指導医薬品又は一般用医薬品販売に従事する専門家の勤務時間数	【 7)	】	=	【	】	≥	【 2)	】	要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する開店時間
情報提供設備の数	【 6)	】							
要指導医薬品又は第一類医薬品販売に従事する薬剤師の勤務時間数	【 8)	】	=	【	】	≥	【 3)	】	要指導医薬品又は第一類医薬品を販売する開店時間
情報提供設備の数	【 6)	】							

4 店舗販売業が講じなければならない措置

※ □にレ点をつけること。

営業時間又は営業時間外で相談を受ける時間内における相談があった場合の情報提供又は指導を行うための体制の整備	□
要指導医薬品等の適正販売等を確保するための指針の策定	□
従事者に対する研修の実施体制（特定販売を行う店舗にあっては、特定販売に関する研修を含む）	□
従事者から店舗販売業者への事故報告の体制の整備	□
要指導医薬品等の適正販売等のための業務に関する手順書の作成	□
要指導医薬品等の適正販売等のために必要となる情報の収集その他要指導医薬品等の適正販売等の確保を目的とした改善のための方策の実施	□

5 通常の薬剤師及び登録販売者の勤務体制

時間	0	3	6	9	12	15	18	21	24	計
月	開店時間／									時間
	特定販売時間									時間
	医薬品販売時間									時間
	要指導/第1類									時間
	薬剤師									時間
	登録販売者									時間
火	開店時間／									時間
	特定販売時間									時間
	医薬品販売時間									時間
	要指導/第1類									時間
	薬剤師									時間
	登録販売者									時間
水	開店時間／									時間
	特定販売時間									時間
	医薬品販売時間									時間
	要指導/第1類									時間
	薬剤師									時間
	登録販売者									時間
木	開店時間／									時間
	特定販売時間									時間
	医薬品販売時間									時間
	要指導/第1類									時間
	薬剤師									時間
	登録販売者									時間
金	開店時間／									時間
	特定販売時間									時間
	医薬品販売時間									時間
	要指導/第1類									時間
	薬剤師									時間
	登録販売者									時間
土	開店時間／									時間
	特定販売時間									時間
	医薬品販売時間									時間
	要指導/第1類									時間
	薬剤師									時間
	登録販売者									時間
日	開店時間／									時間
	特定販売時間									時間
	医薬品販売時間									時間
	要指導/第1類									時間
	薬剤師									時間
	登録販売者									時間

(参考)

祝日	開店時間／									時間
	特定販売時間									時間
	医薬品販売時間									時間
	要指導/第1類									時間
	薬剤師									時間
	登録販売者									時間

※1 開店時間等及び薬剤師・登録販売者の勤務時間について、塗りつぶすか線を引いて、何時から何時まで営業・勤務しているか分かるように記載すること。

※2 通常の薬剤師及び登録販売者の勤務体制について代わる書類がある場合は、その書類を添付することで本書類欄の添付は省略可能であること。